

宮監公表第17号
令和7年8月19日

宮崎市監査委員	阪元勇
宮崎市監査委員	松浦史典
宮崎市監査委員	今田裕信
宮崎市監査委員	伊知地孝美

定期監査措置状況の公表について

令和7年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
教育委員会（小中学校）
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



令和7年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和7年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
教育委員会小・中学校	令和6年度の契約事務について、次のような不備があった。 (1) ①消耗品購入について、令和6年3月28日付け総務部長通知で「単価契約の物品を購入する場合は、単価契約業者から購入すること」「単価契約物品が存在するにもかかわらず類似品を購入しないこと」とされているにもかかわらず、単価契約業者以外から単価契約物品を購入していた。 (古城小学校) ②契約保証金について、財務規則第105条第1項第6号の規定に該当しないにもかかわらず、同号を適用して免除しているものがあつた。 (大久保小学校)	①単価契約物品の再確認を行うとともに、単価契約物品関係ファイルを作成し、一覧表等を綴り、物品を発注することを確認できるようにした。特に発注機会の少ない物品に関して注意を払う。 ②業者選定時に必ず登録業者名簿の確認を行う。 財務規則等の変更通知はよく確認し、理解する。 教育委員会として、「学校事務の手引き」の中の「請書記載例」について、分かりやすいように修正を行う。
教育委員会小・中学校	(2) PTAから寄贈を受けた市の備品について、「物品(管理換・所管換・編入替)伺い」の手続きにより、市の行政組織ではないPTAに移管し、使用させていた。 (小松台小学校)	当時、不用となったプリンターについて「物品(管理換・所管換・編入替)伺い」の様式で返納手続きを行ったが、指摘により、貸付けの手続きを行うべきと判明した。改めて、宮崎市財務規則第168条第1項により貸付けとして、同条第2項の「物品借受申請書」で手続きを行った。

教育委員会小・中学校	(3)	令和6年度の遠距離通学費補助事業について、次のような不備があった。 ①令和6年4月1日付け補助金等交付決定書の收受日が、令和6年4月30日となっていた。 ②変更後の令和6年8月5日付け補助金等交付決定書の收受日が、令和6年9月3日となっていた。 ③令和6年8月20日付けで提出した補助事業実績報告書に係る決裁伺書について、起案日が令和6年9月19日、決裁日が令和6年9月19日となっていた。 ④令和6年9月6日付け補助金等交付確定通知書の收受日が、令和6年10月2日となっていた。 (高岡小学校)	当該学校に対し補助金等交付決定書・交付確定通知書到達後、速やかに收受手続を行うよう指導した。 市費・県費事務職員動画研修会において、補助金事務の流れを説明した。 全学校に対し遠距離通学補助に係る事務の適正化を図るため、事務処理の流れを示した通知を行う。
------------	-----	--	---

令和 7年 7月31日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 黒木 貴

